4 3	tコード 0 0	国民	! 年金	第3号被值	保険者関係	系届								
令和	年	月 日提	#:											
12.18	事業所在地	届書記入の個人	き番号)に誤りがな	に誤りがないことを確認しました。						日	本年金機	構		
提出者情報	事業 所名 税													
報	事 業 主 氏 名					(II)	≵ †:	会保険労務	8十記載爛	7				
	20	<u>'</u>						名 等) _ 10 					
	事業主等受付年月		年	月	B								()
		(フリガナ)					生年月日	昭和 平成	年	月	日性	別	引性 女性	
第 	氏 名						個人番号	令和						_
配偶者欄		// // // // // // // // // // // // //		ᆉᇎᆌᄽᄼᇎᇎ			四八田 ケ 【礎年金番号)							
** 険		個人番号を記入 (フリガナ) 〒	した場合は、15	土川記載は个安	C9 .									
者	住所		都 道	į										
			府県	<u> </u>										
届出内	容に応じて、	該当•非該当(変更			入してください。	>								
		この届書記載の 令和		:す。 月 日		生年	月日	昭和 平成 令和	年 月		性別 (続柄)	夫妻	夫(未届 妻(未届	
	氏 名	日本年金機構理	事長あて			個人	番号	T) fu						_
	人石	(氏名)			ⅎ	(基礎年	金番号)			(フリガナ)				
第一		※届書の提出は	配偶者(第2号	岩被保険者)に委	任します 口	外国	国語		外国人 通称名					
第三号被保:	住 所	同居	〒 ⋅	_			<u>.</u>		電話番号	自宅	携帯	勤務先		
険 者 欄				合も住民票の住所 年 月 月	<u>所を記入してく</u> ┃日 ┃		配偶者の	就職 4.	収入減少		()	
作刺		第3号被保険者になった日	令和		理由		婚姻 離職	5. (その他)				
	該当	配偶者の 加入制度	32. 国家公務		36. 地方公務 37. 日本私立	員等共済 学校振興	組合 』・共済事業	団 30 厚	生年金保険・	船員保険	備考			
	(該当)	第3号被保険者でなくなった日	平成	年 月	理由	1. 2.	死亡 離婚 ₃		年 月 16. その他	_				
	康保険証の発	<u>Ⅰ</u> 発行元に確認を受		※届書記載の	<u> </u>	けんぽか	3			()				
	組合(保	険者)番号												
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。													
医療保	届書記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。													
	認定年月	日 令和	年	月 日	(「⑨第3号被保 -	験者になっ	た日」と同じ	場合は、記載	の必要はありま	せん)				
険 者	₹ -													
記入	所在地													
欄	名 称													
	代表者 等氏名					ı	0							

この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・健康保険組合または共済組合・国民健康保険組合に加入する第2号被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・すでに健康保険・船員保険の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者とならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
- ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ・配偶者である第2号被保険者と離婚した場合

この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡の届出、氏名・生年月日・性別の変更 訂正)の届出、被扶養配偶者非該当の届出をすることができます。 次の場合は別様式での届出となりますのでご注意ください。

全国健康保険協会管堂の健康保険の届出を同時に行う場合→『健康保険被扶養者(異動)届・国民年会第3号被保険者関係届』

記入方法

4)個人番号

<A.配偶者欄(第2号被保険者)>

: 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。 ①氏名

フリガナはカタカナで正確に記入してください。

②生年月日 : 年号は該当するものを〇で囲んでください。 生年月日は右図のように記入してください。

: 個人番号または基礎年金番号を記入してください。

[基礎年金番号] 個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合

は、10桁・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入

昭和

介和

してください。

:「④個人番号[基礎年金番号]」欄に個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 ⑤住所

基礎年金番号を記入した場合は、必ず住民票の住所を記入してください。

<B.第3号被保険者欄> ①~④、⑦は必ず記入してください。また該当の場合は⑨~⑪を、非該当・変更の場合は⑩~⑬を記入してください。

①氏名 : 第3号被保険者が配偶者(第2号被保険者)を通して、事業主にこの届書を提出する日付を記入してください。

> なお、20歳未満または60歳以上の方は第3号被保険者には該当しませんので、ご注意ください。 氏名は住民票に登録されている氏名を記入し、押印してください。自署の場合は押印不要です。

: 該当する番号を○で囲んでください。内縁関係にある場合は、「3.夫(未届)」「4.妻(未届)」のいずれかを○で囲んでくだ ③性別(続柄)

さい。

4個人番号 : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。

[基礎年金番号] 個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合

は、10杯・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号(10杯、左詰め)を記入

してください。

⑥外国人通称名 : 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称を記入してください。

フリガナはカタカナで正確に記入してください。

(7)住所 : 配偶者(第2号被保険者)と同居または別居のどちらかを〇で囲んだうえで、住民票の住所を記入してください。

※なお、住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入し

て本届書と併せて提出してください。

⑨第3号被保険者 : 第3号被保険者に該当した日付を記入してください。

20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください。 になった日 : 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった当日の日付を記入してください。 ⑩第3号被保険者

でなくなった日 (14)備者

: 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更(訂正)がある場合は、非該当(変更)を〇で囲んでください。

変更(訂正)前の情報と変更年月日は右図のように記入してください。 なお、個人番号をお持ちの方は氏名および生年月日の変更の届出は不要です。

<医療保険者記入欄>

認定年月日 : 扶養認定日が「⑨第3号被保険者になった日」と相違する場合のみ記入してください。

: 代表者等氏名の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。 代表者等氏名

变更前氏名 68 コクネン サ 変更年月日 平成29年7月1日

日

3 0

伍

6 3 0 5

月

添付書類

・医療保険者の扶養認定がされていない場合は、以下の添付書類が必要です。

ア. 退職により収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー
イ. 失業給付受給中、または受給終了で収入要件を満たす	雇用保険受給資格者証のコピー
ウ. 年金受給中の場合	現在の年金受取額がわかる年金額の改定通知書等のコヒ
エ. 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場	直近の確定申告書のコピー
オ. 上記イウエ以外に他の収入がある場合	イウエに応じた書類および課税(非課税)証明書
カ. 上記ア〜オ以外	課税(非課税)証明書

・以下の続柄に該当する場合は添付してください。

	被保険者世帯全員の住民票の写し(証明 できない場合は民生委員の同居証明等)						
	内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本、被保険者世帯の 全員の住民票の写し等						

※提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものであること

※「所得税法の規定による控除対象配偶者・扶養親族」で事業主の証明がある方は、原則として添付書類の添付は不要です。(※個別のケースによっては、提出 あります。)

・障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーが別途必要です。

引人番号(マイナンバー)により届出する際の本人確認

・第3号被保険者が事業主(船舶所有者)・共済組合に届書を提出するときは、事業主(船舶所有者)・共済組合において、マイナンバーが本人のも のであることの確認と届書の提出を行う者が正当な番号の持ち主であることの確認を行う必要があるため、マイナンバーカード(個人番号カード) を届書に添付してください※1。なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面のコピーを添付してください。

・配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として届書を事業主(船舶所有者)・共済組合に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバ ーカードの裏面のコピー又はマイナンバーが確認できる書類のコピー、及び代理権の確認ができる委任状※2を添付してください。

※1:マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付してください。

① マイナンバーが確認できる書類:通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元(実存)確認書類 :運転免許証、パスポート、在留カードなど

※2:B.第3号被保険者欄①氏名欄の「※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します□」の□によを付すことにより、委任状の添付を省略することが ※事業主(船舶所有者)・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要はありません。